

令和4年度 地域産品・観光おこし促進支援事業実施要綱

1 趣 旨

一般財団法人地域活性化センター（以下「センター」という。）は、できるだけ多くの地方公共団体等に対して、各地域産品や観光資源、地域イベント等をPRするためのイベントスペースを提供することで、地域に対する首都圏の住民の理解と認識を深めるとともに、地域資源に対するニーズを地方公共団体等に把握してもらい、各地域で行われている特産品開発や観光おこし等の活動の促進を支援する。

2 対象とするイベント

(1) 主催団体

イベントの主催団体は、次に掲げるいずれかに該当するものであることとする。

- ①都道府県及び市区町村
- ②一部事務組合、広域連合等の特別地方公共団体
- ③法人格を有する物産・観光協会
- ④定住自立圏など上記に掲げる団体が複数で構成する団体
(法人格のない実行委員会等を含む)

(2) イベントの目的

地域産品、観光資源、地域イベント等をPRすることにより、地域に対する首都圏住民の理解と認識を深めるとともに、地域資源等に対するニーズや評価を把握し、今後の特産品開発や観光振興に反映させることを目的としていること。

(3) 利用日数

1 団体につき、1日から2日間を基準とする。(土曜日、日曜日、祝日及び年末年始を除く)

3 イベント会場及び利用期間

[会場] 日本橋プラザビル イベントスペース (屋外)

(東京都中央区日本橋2-3-4 日本橋プラザビル1階 南広場)

[期間] 日本橋プラザ株式会社が認める期間(土曜日、日曜日、祝日及び年末年始を除く)

4 申請手続き

(1) 利用希望の申込

イベントスペースの利用を希望する団体は、応募を1団体につき1回とし、日本橋イベントスペース利用申込書(様式1)を令和4年1月10日(月)から令和4年2月7日(月)までにセンターに提出するものとする。ただし、主催団体が2の(1)の②から④に該当する場合は、主催団体の主たる事務所(事務局のある場所等)がある都道府県または

市区町村が申し込みを行うこととする。

(2) 利用決定

センターは日本橋プラザ株式会社と利用期間を調整した後、地域バランス、過去の利用状況、広域連携の状況、利用による効果等を総合的に判断しイベントスペースの利用団体を決定する。

イベントスペースの利用が決定した主催団体には、日本橋イベントスペース利用決定通知書（様式2）と併せて地域産品・観光おこし促進支援事業運営の手引きを送付する。

(3) イベント実施の申請

イベントスペースの利用の決定を受けた主催団体は、地域産品・観光おこし促進支援事業申請書（様式3）を1部及び関係官署への届出書類を1部、別途、センターが指示する期日までにセンターあてに提出するものとする。

5 イベントの開催

(1) 主催団体の責任

イベントの開催及びそれに伴う手続き等については、主催団体が責任を持って行うとともに、次の事項を遵守することとする。

- ① センター、日本橋プラザ株式会社及び日本橋プラザビル管理事務所の指示に従うこと
- ② 日本橋プラザビル並びにその周辺の環境、景観等を害さないこと

(2) 費用の負担等

イベントの開催に伴う負担金は、下表のとおりとする。

なお、イベントに必要となる基本的な機材はセンターが提供し、テントの最大貸出数は販売用5張、試飲・試食用1張の計6張まで。

また、その他の持ち込み機材や展示物等の搬入・搬出に係る経費については、自己負担とする。

利用する月	テント貸出料 (テント1張/日あたりの単価)	会場使用料 (1日あたりの単価)
令和4年4月～令和5年3月	23,000	15,000

(例) 販売用テント4張、試飲・試食用テント1張を借り、2日間開催する場合

(合計テント数5張×23,000円+15,000円)×2日 = 260,000円)

(3) イベントの中止

利用決定後のイベントの中止は原則できないものとするが、やむを得ない事由によりイベントの実施が困難となったときは、速やかにセンターと事前協議を行うこととし、中止が承認された場合は、次に掲げるとおり手続きを行うものとする。

① イベント中止の手続き

イベントの中止が承認されたときは、遅滞なく「地域産品・観光おこし促進支援事業中止届（様式4）」を提出するものとする。中止届は、申し込みをした自治体の首長名で発

出することとする。

なお、イベントの中止によって生じる損害、費用の増加、その他主催団体に生じた不利益的な事態については、センターは責任を負わない。

② イベント中止に係るキャンセル料

主催団体の都合による利用決定後のイベント中止については、キャンセル料として、主催団体が申し込み時の利用料を全額負担することとする。

③ キャンセル料の免除

次に掲げる事項に該当する場合は、イベント中止に係るキャンセル料は免除することができる。

(ア) 主催団体が天災事変による甚大な被害を受けたとき

(イ) イベント当日に警報が発令されるなど、安全なイベント実施が行えないとセンターが判断し、中止せざるを得なくなったとき

(ウ) その他やむを得ない事由とセンター理事長が判断したとき

6 実績報告

主催団体は、イベント終了後、2週間以内に地域産品・観光おこし促進支援事業実績報告書（様式5）をセンターに提出すること。

7 負担金の請求

センターは、主催団体から前項に定める実績報告書の提出があった後、地域産品・観光おこし促進支援事業負担金請求書（様式6）により、負担金を請求する。

8 その他

この要綱に定めるもののほか、この事業の実施に関し必要な事項はセンターが別に定める。

*各種届出の様式等は「センターのHP (<http://www.jcrd.jp/>)」の「日本橋イベントスペース」のサイトを参照してください。